

鹿支組 第 4 号の3

令和 6 年 1 月 5 日

日本赤十字社鹿児島県支部
各 地 区・分 区 長 様

日本赤十字社鹿児島県支部事務局長
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震災害義援金の受付について

日本赤十字社では下記のとおり標記義援金の受付を行っておりますので、お知らせいたします。

記

- 1 義援金名称 「令和 6 年能登半島地震災害義援金」
- 2 受付期間 令和 6 年 1 月 4 日(木)～令和 6 年 12 月 27 日(金)
- 3 義援金受付口座等
銀行振込口座
銀行名：鹿児島銀行鴨池支店
口座番号：普通預金 664155
名 義：日本赤十字社鹿児島県支部
・振込手数料：免除（鹿児島銀行窓口での取扱いに限る）
・振込み通知書に「令和 6 年能登半島地震災害義援金」と明記のこと。
・受領証を希望される方は、併せて「受領証・要」と明記のこと。
郵便振替口座
口座番号：00150-7-325411
加入者名：日赤令和 6 年能登半島地震災害義援金
・振込手数料：免除（ゆうちょ銀行・郵便窓口での取扱いに限る）
・通信欄に「日赤令和 6 年能登半島地震災害義援金」と明記のこと。
・受領証を希望される方は、併せて「受領証・要」と明記のこと。
- 4 問い合わせ先
日本赤十字社鹿児島県支部 組織振興課 TEL 099-252-0600
- 5 税制上の取扱いについて
個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金に該当します。
- 6 その他
本義援金については、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。